

玉川高島屋S・Cカードインターナショナル [盲導犬育成サポートカード] 年会費のご案内

(税込)

	本人会員	家族会員
初年度	無 料	無 料
次年度以降	1,100 円	715 円

※年間のカードショッピングご利用金額が12万円(税込)以上の場合、次年度年会費を無料とします。

※キャッシングご利用分やカード年会費など、一部のお支払分は算定の対象外とします。

2022年6月1日改定

玉川高島屋S・Cカードインターナショナル [盲導犬育成サポートカード]会員特約

第1条(本特約)

- (1)本特約は、第2条(1)に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し「NICOSカード会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合は、本特約が優先し適用されるものとします。
- (2)本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き会員規約上の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

- (1)本カードは三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」といいます。)と東神開発株式会社(以下「甲」といいます。)との提携にもとづき、当社が発行する次のクレジットカードをいいます。
●玉川高島屋S・Cカードインターナショナル[盲導犬育成サポートカード]
- (2)入会申込者は、本特約および会員規約を承認のうえ、甲を通じて当社に入会を申込みものとします。
- (3)当社が本カードの本人会員または家族会員として入会を認めた方を会員といたします。

第3条(特典およびサービスの利用)

- (1)会員は、当社が提供する特典およびサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。
- (2)会員は、甲が提供する特典およびサービスを受ける場合、甲所定の方法でその提供を受けるものとします。

第4条(甲の指定する店舗でのカードショッピングの支払金の支払方式)

*甲の指定する店舗の詳細については、甲のホームページ等にてご確認ください。

(1)カードショッピングの支払金の支払方式

甲の指定する店舗でカードショッピングを利用する場合、カードショッピングの支払金の支払方式は、1回払い、2回払い、分割払い、ボーナス併用分

割払い(ただし、支払回数6回以上)、ボーナス1回払い、ボーナス2回払い、リボルビング払いのうちからの指定(ただし、商品・権利・サービスによっては支払方式のうち一部が指定できない場合があります。)となります。

(2) 締切日・支払日

甲の指定する店舗でのカードショッピングの利用代金は、毎月末日に締切り、翌月から毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にカードショッピングの支払金をお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)からお支払いいただくことがあります。

(3) 支払回数、支払期間、手数料率(実質年率)、分割払手数料等

甲の指定する店舗でカードショッピングを利用する場合の支払回数、支払期間、手数料率(実質年率)、分割払手数料は下記のとおりとなります。

支払回数 (支払期間)	1回 (1ヵ月)	2回 (2ヵ月)	3回 (3ヵ月)	6回 (6ヵ月)	10回 (10ヵ月)
手数料率 (実質年率)(%)	0	0	9.00	10.25	10.75
利用代金(現金 価格)100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	0	0	1.50	3.00	5.00

支払回数 (支払期間)	15回 (15ヵ月)	20回 (20ヵ月)	ボーナス1回 (1~6ヵ月)	ボーナス2回 (6~13ヵ月)
手数料率 (実質年率)(%)	11.00	11.00	0	4.25~11.75
利用代金(現金 価格)100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	7.50	10.00	0	3.30

ボーナス併用分割払いの手数料率(実質年率)は上記と異なる場合があります。

(4) ボーナス2回払い

①甲の指定する店舗でボーナス2回払いを指定した場合の支払月は、夏期は7月、冬期は12月とします。なお、お取扱期間は当社所定の期間に限らせていただき、最初に到来するボーナス支払日よりご利用金額を2回に分けてお支払いいただきます。

②会員は本カード利用に際し、ボーナス2回払いの利用代金(現金価格)の夏期と冬期のお支払金額を売上票に指定するものとします。

③ボーナス2回払いの場合、カードショッピングの支払総額は、利用代金(現金価格)に(3)のボーナス2回払いの分割払手数料を加算した金額となります。ボーナス支払月のカードショッピングの分割支払金は、②により会員が売上票に指定した金額(ただし、最初に到来するボーナス支払月は(3)のボーナス2回払いの分割払手数料を加算した金額)とします。

(5) リボルビング払いを指定した場合の締切日・手数料率

甲の指定する店舗でリボルビング払いをご利用の場合の手数料は、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)のお支払後の日々のカードショッピングのリボルビング利用残高に対し、手数料率(実質年率)10.68%を乗じ、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)の翌日から翌月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までの期間の年

365日とする日割計算により算出した額(1円未満の端数は切捨て)とします。なお、カードショッピングのリボルビング払いの利用日から起算して最初に到来する締切日(末日)後の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までの期間は手数料計算の対象としません。

(6)支払方式の変更

甲の指定する店舗におけるカードショッピング利用代金の支払方式を会員規約第61条にもとづき変更する場合、支払金額については会員規約に定める締切日、分割払いの支払回数、分割払手数料(率)、リボルビング払手数料(率)、据置1回払いの手数料を適用して当該変更にかかる再計算をします。

第5条(「楽Pay」特約会員が甲の指定する店舗で利用した場合の手数料の計算方法)

会員規約の「楽Pay」特約条項に定める特約会員が甲の指定する店舗をご利用の場合の本サービス(楽Pay)利用の手数料は、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)のお支払後の日々の本サービス利用残高に対し、手数料率(実質年率)10.68%を乗じ、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)の翌日から翌月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までの期間の年365日とする日割計算により算出した額(1円未満の端数は切捨て)とします。ただし、本サービス(楽Pay)利用にかかるカードショッピングの利用日から起算して最初に到来する締切日(末日)後の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までの期間は手数料計算の対象としません。

第6条(適用除外)

会員規約中のMastercard[®]機能に関する規定は適用されないものとします。

第7条(年会費)

本人会員は、当社に対し毎年継続して当社所定の時期に当社および甲所定の年会費(家族カードの年会費を含みます。以下「年会費」といいます。)をお支払いいただきます。なお、以下の場合に限り年会費を無料とします。

【年会費無料サービス】

- ご入会初年度の本カードの年会費(家族カードの年会費を含みます。以下同じ)は無料とします。
- 翌年度の本カードの年会費は、当年度のカードショッピング利用代金(カードキャッシング利用分を除きます。)合計額が12万円(税込)以上の場合無料とし、以降も同様とします。
- カードショッピング利用代金の算定は、入会月の翌月以降1年間(当年度)の請求書に各々表示されたカードショッピング支払額の合計額によります。
- 当年度のカードショッピング利用代金合計額が12万円(税込)に満たない場合、翌年度の本カードの年会費はお支払いいただきます。

玉川高島屋S・Cカードインターナショナル 〔盲導犬育成サポートカード〕 「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、NICOSカード会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約または玉川高島屋S・Cカードインターナショナル〔盲導犬育成サポートカード〕会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員申込者、本人会員、家族会員申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ)。
- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:東神開発株式会社

住 所:〒158-0094 東京都世田谷区玉川3丁目17番1号

電 話 番 号:03-3709-2222

利 用 目 的:①ショッピングセンターの運営・管理事業における市場調査、商品開発。

②ショッピングセンターの運営・管理事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

③本カードの機能・付帯サービスの提供および会員管理。

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。

(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

S・Cカードポイントサービス COPO[コポ]プログラム規定

第1条(目的)

本規定は、東神開発株式会社(以下「甲」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「乙」といいます。)が提携して発行する『玉川高島屋S・Cカードインターナショナル[盲導犬育成サポートカード]』(以下「本カード」といいます。)の利用に応じ、甲が本カードの会員(以下「会員」といいます。)に対し提供する会員特典「S・CカードポイントサービスCOPO[コポ]」(以下「本プログラム」といいます。)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条(S・CカードポイントサービスCOPO[コポ])

- (1)本プログラムにおけるCOPOポイント(以下「ポイント」といいます。)は、会員が本カードを利用して商品・権利の購入およびサービスの提供を受ける場合、そのカード利用代金に応じて、甲所定の計算に従い付与されるポイントとします。
- (2)会員は本カードの会員資格を喪失した場合は本プログラムを利用することはできません。

第3条(ポイントの付与対象)

ポイント付与対象となるカード利用代金とは、玉川高島屋ショッピングセンター各店舗でのカード利用代金とします。ただし、甲がポイント付与対象外と指定する一部の店舗、商品、サービス等は、ポイント付与対象外となります。

第4条(ポイントの付与日)

- (1)ポイントは、会員の本カードの利用日にかかわらず、乙所定の方法により締切られた本カードの新規カード利用代金に応じて会員に付与されます。
- (2)本カード利用時に会員が2回払い、分割払い、リボルビング払いを指定した場合は、当該利用代金の総額をポイント付与の対象となる金額とし最初の請求時にポイントが付与されるものとします。また、会員がボーナス1回払いを指定した場合は、乙が発行する「クレジットご利用代金請求書」(以下「請求書」といいます。)に最初に当該利用内容が表示された時にポイントが付与されるものとします。

第5条(ポイントの換算)

ポイントの換算方法は毎月の請求書に表示される新規カード利用代金の合計金額100円(税込)以上に対し、100円毎(100円未満は切り捨て)に甲所定のポイント数を乗じて算出します。また、新規カード利用代金の合計金額が100円(税込)未満の場合はポイント付与対象とはしません。

第6条(ポイントの累積とポイントの算定期間)

- (1)ポイントが累積される算定期間は、ポイント付与年度終了後1年(翌年1月末日)までとします。
ポイント付与年度 N年2月約定支払日～N+1年1月約定支払日
ポイント算定期限 N+2年1月末日
- (2)ポイント算定期間中の第10条に定める還元の対象とならないポイント残高については該当の還元期間終了とともに自動的に消滅するものとします。

第7条(ポイントの通知)

甲は、会員に対して付与するポイント数および累積された有効なポイント数を、当該会員に対して送付する「請求書」により通知するものとします。

第 8 条(ポイントの取り消し)

会員の商品、権利の購入およびサービスの提供の取り消し等によりカード利用代金の全部または一部が取り消された場合、その取り消し額に応じたポイントは甲所定の方法により取り消されるものとします。

第 9 条(還元決定)

- (1)甲は、会員へのポイント還元にあたり所定の審査を行い、その可否を決定するものとします。
- (2)前項の審査の結果、会員が不正虚偽の行為をしたと認めた場合、または本規定、その他本カードの会員規約を遵守していないと甲が認めた場合には、当該会員への還元を拒否または留保することができるものとします。この場合、当該会員にその旨通知するものとします。

第 10 条(ポイントにもとづく還元)

甲は次の各号の条件の全てを満たした会員に対し、第6条の算定期間中に、甲所定の単位で請求書上に通知します。会員は算定期間中に2,000ポイント達成につき2,000円分の玉川高島屋S・Cお買物券が自動発送されます。

第 11 条(還元ポイントの返還)

第10条に反することがポイント還元後判明した場合には、会員は甲の請求にもとづき直ちに、還元されたポイント相当の金額を甲に返還しなければならないものとします。

第 12 条(本カードの複数所有)

会員が本カードを複数所有している場合には、本規定にもとづきカード毎にポイント付与、累積、告知、還元等を行うものとし、それらを合算することは出来ないものとします。

第 13 条(公租公課)

本プログラムにより還元を受けたポイントについて、公租公課が課せられる場合、会員は当該公租公課を負担するものとします。

第 14 条(ポイントの消滅)

会員が理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に累積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし本規定における権利も自動的に消滅するものとします。

第 15 条(権利の譲渡等)

会員は理由の如何を問わず、本プログラムにおける権利、義務を他人に貸与、譲渡、担保提供し、または相続させることはできません。

第 16 条(本プログラムに関する疑義等)

ポイントの有効性、ポイント数、その他本プログラムの運営に関して生ずる疑義は甲において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第 17 条(終了、中止、変更等)

- (1)甲および乙は予告なしに本プログラムを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。
- (2)甲および乙は第5条に定めるポイント算定に係るポイント数、第10条に定める還元に係るポイント数を予告なしに変更できるものとします。
- (3)(1)および(2)により、会員に損害が生じた場合にも甲および乙は一切の責任を負いません。